

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

給与情報	令和3年8月10日
	総務省給与能率推進室第8号

本日、人事院は国会及び内閣に対し勧告を行いました。

ご参考までにその骨子をお送りいたします。

なお、勧告は人事院のホームページ(下記アドレス)に掲載されますので、詳細につきましてはこちらをご確認ください。

人事院ホームページ

<https://www.jinji.go.jp/>

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

(別紙省略)
※再掲のため